	平成 20	0年3	月28日	金曜日	官	報	(号	外第 65 号)	2
(同三四)(同三四)	〇循環型社会形成推進基本計画を変更の一部を改正する告示(同五六)の一部を改正する告示(同五六)	の規制に関する法律施行令に基づき〇核原料物質、核燃料物質及び原子炉する告示(経済産業五五)	伴う経済産業省関係告示の整備に関行令の一部を改正する政令の施行に力損害賠償補償契約に関する法律施の財命に関する法律施	○見引に関する法律を行うなどでなる法律等の一部を改正する法律及びる法律等の一部を改正する法律及びの特定放射性廃棄物の最終処分に関す	する件(同一四四)		を を 定める件(同一四二) を でき厚生労働大臣が定める特定健康 でき厚生労働大臣が定める特定健康 がは、 でき厚生労働大臣が定める特定健康	〇児童福祉法施行規則等の一部を改正 「同一四一) 「同一四一)	○『では、日本のでは
<u> </u>				···		<u> </u>		글	芄
				裁 破判 庭所					

w産、再生関係 - 所

諸事 項

公

告

官

83

章 章 子どもの発達

ればならない。

保育所保育指針

○厚生労働省告示第百四十一号 日から適用する。

厚生労働大臣 舛添

保育指針を次のように定め、平成二十一年四月 第六十三号)第三十五条の規定に基づき、保育所 児童福祉施設最低基準(昭和二十三年厚生省令 平成二十年三月二十八日 要

> 第六章 第五章 保護者に対する支援 健康及び安全 保育の計画及び評価 保育の内容

章 総則

職員の資質向上

図り、保育所の機能及び質の向上に努めなけ 保育の内容に係る基本原則に関する事項等を 踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を 事項を定めるものである。 関する事項及びこれに関連する運営に関する 規定に基づき、保育所における保育の内容に 一十三年厚生省令第六十三号)第三十五条の 各保育所は、この指針において規定される この指針は、児童福祉施設最低基準(昭和

3 保育の原理 等を行う役割を担うものである。

保育の目標

生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎 ければならない。 を培うために、次の目標を目指して行わな 成にとって極めて重要な時期に、その生活 保育所の保育は、子どもが現在を最も良く 時間の大半を過ごす場である。このため、 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形

ように、生活や遊びを通して総合的に保育

培うこと。

を考慮し、その福祉を積極的に増進すること に最もふさわしい生活の場でなければならな 祉施設であり、入所する子どもの最善の利益 な心身の発達を図ることを目的とする児童福 保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全 第百六十四号)第三十九条の規定に基づき、 保育所は、児童福祉法(昭和二十二年法律 うこと。

護及び教育を一体的に行うことを特性として、養を踏まえ、保育所における環境を通して、養 緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程育に関する専門性を有する職員が、家庭との「保育所は、その目的を達成するために、保

を図りながら、入所する子どもの保護者に対もに、家庭や地域の様々な社会資源との連携 付けられた専門的知識、技術及び判断をもっ 機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏八条の四の規定を踏まえ、保育所の役割及び する支援及び地域の子育て家庭に対する支援 て、子どもを保育するとともに、子どもの保 保育所は、入所する子どもを保育するとと 保育所における保育士は、児童福祉法第十

護者に対する保育に関する指導を行うもので

を受け止めること

欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安 定を図ること。 習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を 健康、安全など生活に必要な基本的な

態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。 育てるとともに、自主、自立及び協調の と信頼感、そして人権を大切にする心を 人との関わりの中で、人に対する愛情

解しようとするなど、言葉の豊かさを養 興味や関心を育て、それらに対する豊か て、話したり、聞いたり、相手の話を理 な心情や思考力の芽生えを培うこと。 生活の中で、言葉への興味や関心を育 生命、自然及び社会の事象についての

保育士等の専門性を生かして、その援助に の安定した関係に配慮し、保育所の特性や 当たらなければならない。 し、その意向を受け止め、子どもと保護者 保育所は、入所する子どもの保護者に対 現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。 様々な体験を通して、豊かな感性や表

次の事項に留意して保育しなければならな 保育の方法 るよう、子どもの主体としての思いや願い 保育の目標を達成するために、保育士等は、 子どもが安心感と信頼感を持って活動でき 社会での生活の実態を把握するとともに、 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域

や、自己を十分に発揮できる環境を整える 安全で情緒の安定した生活ができる環境 子どもの生活リズムを大切にし、健康、

ウ 子どもの発達について理解し、一人一人 子どもの個人差に十分配慮すること。 の発達過程に応じて保育すること。その際、 子ども相互の関係作りや互いに尊重する

オ 子どもが自発的、意欲的に関われるよう 子ども相互の関わりを大切にすること。特 に、乳幼児期にふさわしい体験が得られる な環境を構成し、子どもの主体的な活動や るものにするよう援助すること。 心を大切にし、集団における活動を効果あ

十分に養護の行き届いた環境の下に、

つろいだ雰囲気の中で子どもの様々な

適切に援助すること。 活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、 解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生 一人一人の保護者の状況やその意向を理

(三)

う、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を こうした人、物、場などの環境が相互に関連 は自然や社会の事象などがある。保育所は、 し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよ 構成し、工夫して保育しなければならない。 人的環境、施設や遊具などの物的環境、更に 保育の環境には、保育士等や子どもなどの 動し、様々な経験を積んでいくことができ るよう配慮すること。 子ども自らが環境に関わり、自発的に活

となるとともに、生き生きと活動できる場 的環境や安全の確保などに努めること。 保育所の設備や環境を整え、保育所の保健 となるように配慮すること。 保育室は、温かな親しみとくつろぎの場 子どもの活動が豊かに展開されるよう、

め、子ども自らが周囲の子どもや大人と関 わっていくことができる環境を整えるこ 子どもが人と関わる力を育てていくた

保育所の社会的責任

育を行わなければならない。 ともに、子ども一人一人の人格を尊重して保 保育所は、子どもの人権に十分配慮すると 保育所は、地域社会との交流や連携を図り、

官

に対し、その解決を図るよう努めなければな 適切に取り扱うとともに、保護者の苦情など の内容を適切に説明するよう努めなければな 保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育 保育所は、入所する子ども等の個人情報を

第二章 子どもの発達

境との相互作用を通して、豊かな心情、意欲及び 態度を身に付け、新たな能力を獲得していく過程 それまでの体験を基にして、環境に働きかけ、環 次第に他の子どもとの間でも相互に働きかけ、関 である。特に大切なのは、人との関わりであり、 わりを深め、人への信頼感と自己の主体性を形成 われることが重要である。この関係を起点として、 通して、大人と子どもの相互の関わりが十分に行 愛情豊かで思慮深い大人による保護や世話などを していく。すなわち、子どもの発達は、子どもが していくのである。 子どもは、様々な環境との相互作用により発達 2

である。 把握しながら、その発達の援助を行うことが必要 共にする中で、一人一人の子どもの心身の状態を び生活の連続性に配慮して保育しなければならな 子どもの発達の特性や発達過程を理解し、発達及 い。その際、保育士等は、子どもと生活や遊びを これらのことを踏まえ、保育士等は、次に示す

乳幼児期の発達の特性

- ど、次第に自我が芽生える。 身近な環境(人、自然、事物、出来事など) るとともに、人への信頼感が育つ。そして、 され、信頼されることにより、情緒が安定す に興味や関心を持ち、自発的に働きかけるな 子どもは、大人によって生命を守られ、愛
- (三) 互の関わりを通じて、身体的な発達及び知的 に関わることにより、心身の発達が促される。 な発達とともに、情緒的、社会的及び道徳的 子ども同士の関係を持つようになる。この相 子どもは、大人との信頼関係を基にして、 子どもは、子どもを取り巻く環境に主体的
- 育環境の違いにより、一人一人の心身の発達 な発達が促される。 乳幼児期は、生理的、身体的な諸条件や生
- (**五**) 育み、その中で個の成長も促される。 の個人差が大きい。 子どもは、遊びを通して、仲間との関係を
- 感性とともに好奇心、探究心や思考力が養わ 多様な経験が積み重なることにより、豊かな が培われる時期であり、特に身体感覚を伴う れる。また、それらがその後の生活や学びの 基礎になる。 乳幼児期は、生涯にわたる生きる力の基礎

子ども自身の力を十分に認め、一人一人の発達 にくいなどの状態が見られても、保育士等は、 子どもに発達上の課題や保育所の生活になじみ えるべきものである。また、様々な条件により、 なく、一人一人の子どもの発達過程としてとら の区分としてとらえられる。ただし、この区分 過程や心身の状態に応じた適切な援助及び環境 構成を行うことが重要である。 子どもの発達過程は、おおむね次に示す八つ 同年齢の子どもの均一的な発達の基準では

語などで自分の欲求を表現し、これに応答的泣く、笑うなどの表情の変化や体の動き、唬 に関わる特定の大人との間に情緒的な絆が形 視覚、聴覚などの感覚の発達はめざましく 寝返り、腹ばいなど全身の動きが活発になる。 すわり、手足の動きが活発になり、その後、 変化に適応し、著しい発達が見られる。首が

中で、自分の意思や欲求を身振りなどで伝え や簡単な言葉が分かるようになる。食事は、 ようとし、大人から自分に向けられた気持ち るようになる。また、身近な大人との関係の やり取りが盛んになる一方で、人見知りをす 的な絆が深まり、あやしてもらうと喜ぶなど 動機能が発達すること、及び腕や手先を意図 特定の大人との応答的な関わりにより、情緒 的に動かせるようになることにより、周囲の 人や物に興味を示し、探索活動が活発になる。 離乳食から幼児食へ徐々に移行する。 おおむね一歳三か月から二歳未満 座る、はう、立つ、つたい歩きといった運

を親しい大人に伝えたいという欲求が高ま の言うことが分かるようになり、自分の意思 具等を実物に見立てるなどの象徴機能が発達 取り合ったりする姿が見られるとともに、玩 ようになり、二語文を話し始める。 る。指差し、身振り、片言などを盛んに使う し、人や物との関わりが強まる。また、大人 層高める。その中で、物をやり取りしたり、 動の獲得により、環境に働きかける意欲を ることにより、身近な人や身の回りの物に自 めくるなど様々な運動機能の発達や新しい行 発的に働きかけていく。歩く、押す、つまむ、 歩き始め、手を使い、言葉を話すようにな

四 おおむね二歳

語彙も著しく増加し、自分の意思や欲求を言 体的機能も整ってくる。発声が明瞭になり、 事、衣類の着脱など身の回りのことを自分で や、指先の機能が発達する。それに伴い、 しようとする。また、排泄の自立のための身 、指先の機能が発達する。それに伴い、食歩く、走る、跳ぶなどの基本的な運動機能

おおむね六か月未満 誕生後、母体内から外界への急激な環境の

おおむね六か月から一歳三か月未満

ことができるようになるとともに、象徴機能 り探索活動が盛んになる中、自我の育ちの表 びを楽しむようになる。 の発達により、大人と一緒に簡単なごっこ遊 盛んに模倣し、物事の間の共通性を見いだす れとして、強く自己主張する姿が見られる。 葉で表出できるようになる。行動範囲が広が

おおむね三歳

常生活において経験したことをごっこ遊びに 平行遊びであることが多い。大人の行動や日 で同じような遊びをそれぞれが楽しんでいる の関わりが多くなるが、実際には、同じ場所 予想や意図、期待を持って行動できるように 遊びの内容に発展性が見られるようになる。 取り入れたり、象徴機能や観察力を発揮して、 我がよりはっきりしてくるとともに、友達と に質問するなど知的興味や関心が高まる。 ようになる。話し言葉の基礎ができて、 事、排泄、衣類の着脱などもほぼ自立できる 基本的な運動機能が伸び、それに伴い、 盛ん 自

おおむね四歳

ちを抑えられたり、我慢ができるようになっ 近な人の気持ちを察し、少しずつ自分の気持 うとするようになる。感情が豊かになり、 らとの関わり方や遊び方を体得していく。 その一方で、決まりの大切さに気付き、守ろ がりが強くなる中で、けんかも増えてくる。 るが、自分の行動やその結果を予測して不安 くったり、かいたり、試したりするようにな 像力が豊かになり、目的を持って行動し、 動きが巧みになる。自然など身近な環境に積 になるなどの葛藤も経験する。仲間とのつな 極的に関わり、様々な物の特性を知り、それ 全身のバランスを取る能力が発達し、体の 身 つ想

おおむね五歳

発展させ、楽しむために、自分たちで決まり 団で行動することが増える。さらに、遊びを 間とともに活発に遊ぶ。言葉により共通のイ ますます伸び、喜んで運動遊びをしたり、仲 を作ったりする。また、自分なりに考えて判 メージを持って遊んだり、目的に向かって集 基本的な生活習慣が身に付き、運動機能は 官

85

手を許したり、異なる思いや考えを認めたり じたりして、仲間の中の一人としての自覚が 付けていく。他人の役に立つことを嬉しく感 といった社会生活に必要な基本的な力を身に 分たちで解決しようとするなど、お互いに相 断したり、批判する力が生まれ、けんかを自

おおむね六歳

(号外第65号)

や経験を生かし、創意工夫を重ね、遊びを発 満足するまで取り組もうとする。様々な知識 心が一層高まっていく。めることもあるが、様々な経験を通して自立 まっていく。身近な大人に甘え、気持ちを休 象や社会事象、文字などへの興味や関心も深 まれるような協同遊びやごっこ遊びを行い、 の意思を大切にしようとし、役割の分担が生 び回るようになる。これまでの体験から、自 展させる。思考力や認識力も高まり、自然事 信や、予想や見通しを立てる力が育ち、心身 ともに力があふれ、意欲が旺盛になる。仲間 全身運動が滑らかで巧みになり、快活に跳

第三章 保育の内容

に関わって経験する事項を示したものである。 る心情、意欲、態度などの事項を示したものであ らない事項及び子どもが身に付けることが望まれ 保育所において、安定した生活を送り、充実した 育の目標をより具体化したものであり、子どもが れる。「ねらい」は、第一章(総則)に示された保 子どもの生活やその状況に応じて保育士等が適切 る。また、「内容」は、「ねらい」を達成するために、 活動ができるように、保育士等が行わなければな に行う事項と、保育士等が援助して子どもが環境 保育の内容は、「ねらい」及び「内容」で構成さ

及び内容」と「教育に関わるねらい及び内容」と 把握するための視点として、「養護に関わるねらい することが必要である。 養護と教育が一体となって展開されることに留意 の両面から示しているが、実際の保育においては、 保育士等が、「ねらい」及び「内容」を具体的に

ための発達の援助であり、「健康」、「人間関係」、「環 やかに成長し、その活動がより豊かに展開される や関わりである。また、「教育」とは、子どもが健 及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助 ここにいう「養護」とは、子どもの生命の保持

| の安定」に関わる保育の内容は、子どもの生活や 遊びを通して相互に関連を持ちながら、総合的に る。この五領域並びに「生命の保持」及び「情緒 | 境」、「言葉」及び「表現」の五領域から構成され 展開されるものである。

保育のねらい及び内容

養護に関わるねらい及び内容 生命の保持

ねらい

- きるようにする。 一人一人の子どもが、健康で安全に 一人一人の子どもが、快適に生活で
- 過ごせるようにする。 一人一人の子どもの生理的欲求が、
- 十分に満たされるようにする。 一人一人の子どもの健康増進が、 穫
- 極的に図られるようにする。

(1)

- 異常を感じる場合は、速やかに適切に や発育及び発達状態を的確に把握し、 家庭との連絡を密にし、嘱託医等と 一人一人の子どもの平常の健康状態
- で安全な保育環境の維持及び向上に努 事故防止に関する認識を深め、保健的 の連携を図りながら、子どもの疾病や
- 助や応答的な関わりを通して、子ども れていくようにする。 程等に応じた適切な生活リズムが作ら 家庭と協力しながら、子どもの発達過 の生理的欲求を満たしていく。また、 清潔で安全な環境を整え、適切な援
- できるよう適切に援助する。 などについて、子どもが意欲的に生活 類の着脱、身の回りを清潔にすること にする。また、食事、排泄、睡眠、衣 な運動と休息を取ることができるよう 子どもの発達過程等に応じて、適度

情緒の安定

- ねらい て過ごせるようにする。 一人一人の子どもが、安定感を持っ
- ② 一人一人の子どもが、自分の気持ち を安心して表すことができるようにす

- 自分を肯定する気持ちが育まれていく として受け止められ、主体として育ち、 一人一人の子どもが、周囲から主体
- されるようにする。
- 答的な触れ合いや言葉がけを行う。 どもの欲求を適切に満たしながら、応
- な信頼関係を築いていく。 し、共感しながら、子どもとの継続的 一人一人の子どもの気持ちを受容
- よう成長の過程を見守り、適切に働き 発性や探索意欲などを高めるととも に、自分への自信を持つことができる 人一人の子どもが主体的に活動し、自 保育士等との信頼関係を基盤に、
- 適切な食事や休息が取れるようにす 内容のバランスや調和を図りながら、 達過程、保育時間などに応じて、活動) 一人一人の子どもの生活リズム、発

教育に関わるねらい及び内容

生活をつくり出す力を養う。 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な

- 明るく伸び伸びと行動し、 自分の体を十分に動かし、進んで運 充実感を
- 動しようとする。 度を身に付ける。 健康、安全な生活に必要な習慣や態

- を持って生活する。 保育士等や友達と触れ合い、安定感 いろいろな遊びの中で十分に体を動
- 進んで戸外で遊ぶ。
- 4 様々な活動に親しみ、楽しんで取り

6

食事、排泄など生活に必要な活動を自

身の回りを清潔にし、衣類の着脱、

分でする。

しんで食事をする。

健康な生活のリズムを身に付け、楽

- 一人一人の子どもの心身の疲れが癒
- 態や発達過程などを的確に把握し、子) 一人一人の子どもの置かれている状

(ア)

ねらい

1

保育所生活を楽しみ、自分の力で行

動することの充実感を味わう。

身近な人と親しみ、関わりを深め、

ために、自立心を育て、

人間関係

方が分かり、安全に気を付けて行動す

危険な場所や災害時などの行動の仕

防などに必要な活動を進んで行う。

自分の健康に関心を持ち、病気の予

しを持って行動する。

自分たちで生活の場を整えながら見通

保育所における生活の仕方を知り、

ために、自立心を育て、人と関わる力を養他の人々と親しみ、支え合って生活する

度を身に付ける。

愛情や信頼感を持つ。

社会生活における望ましい習慣や態

- ら関わろうとする。 模倣して遊んだり、親しみを持って自 で、身近な大人や友達に関心を持ち、 安心できる保育士等との関係の下
- 中で、共に過ごすことの喜びを味わう。 保育士等や友達との安定した関係の
- 自分でできることは自分でする。 自分で考え、自分で行動する。
- 友達と積極的に関わりながら喜びや
- 悲しみを共感し合う。 手の思っていることに気付く。 自分の思ったことを相手に伝え、 相
- る楽しさを味わう。 友達と一緒に活動する中で、共通の 友達の良さに気付き、一緒に活動す
- 遂げようとする気持ちを持つ。 目的を見いだし、協力して物事をやり 付き、考えながら行動する。 良いことや悪いことがあることに気

ゥ

- と関わり、思いやりや親しみを持つ。
- 大切さに気付き、守ろうとする。
- 持った人に親しみを持つ。 生活に関係の深いいろいろな人に親し 外国人など、自分とは異なる文化を
- 持って関わり、それらを生活に取り入れて いこうとする力を養う。 周囲の様々な環境に好奇心や探究心を
- う中で様々な事象に興味や関心を持
- (T)などに対する感覚を豊かにする。 たりする中で、物の性質や数量、 活に取り入れようとする。 身近な事物を見たり、考えたり、扱つ 文字

(1)

官

- 1 うなどの感覚の働きを豊かにする。 安心できる人的及び物的環境の下 聞く、見る、触れる、嗅ぐ、 味わ
- わり、様々な遊びを楽しむ。 自然に触れて生活し、その大きさ、
- 性質や仕組みに興味や関心を持つ。 季節により自然や人間の生活に変化 生活の中で、様々な物に触れ、その
- たり、味わうなどして、 わったり、大切にしたり、作物を育て ち、遊びや生活に取り入れようとする。 身近な動植物に親しみを持ち、いた 生命の尊さに

- もに、異年齢の友達など、様々な友達 友達と楽しく生活する中で決まりの 身近な友達との関わりを深めるとと
- 高齢者を始め地域の人々など自分の 共同の遊具や用具を大切にし、みん
- 身近な環境に親しみ、自然と触れ合
- を楽しんだり、考えたりし、それを生 身近な環境に自分から関わり、発見
- 好きな玩具や遊具に興味を持って関
- 美しさ、不思議さなどに気付く。
- のあることに気付く。
- 自然などの身近な事象に関心を持
- 身近な物を大切にする。

- 9 身近な物や遊具に興味を持って関わ 考えたり、試したりして工夫して
- 心を持つ。 日常生活の中で数量や図形などに関
- 育所内外の行事などに喜んで参加す どに関心を持つ。 近隣の生活に興味や関心を持ち、保
- エ

うとする意欲や態度を育て、言葉に対する 感覚や言葉で表現する力を養う。 りの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こ 経験したことや考えたことなどを自分な ねらい

- 自分の気持ちを言葉で表現する楽し
- の経験したことや考えたことを話し、 人の言葉や話などをよく聞き、自分
- になるとともに、絵本や物語などに親 しみ、保育士等や友達と心を通わせる。
- 関心を持ち、親しみを持って聞いたり、 話したりする。 する中で、言葉のやり取りを楽しむ。 けにより、自ら言葉を使おうとする。 保育士等や友達の言葉や話に興味や 保育士等と一緒にごっこ遊びなどを
- 味わったこと、感じたこと、考えたこ で表現したり、分からないことを尋ね とを自分なりに言葉で表現する。 したいこと、してほしいことを言葉
- るように話す。 人の話を注意して聞き、相手に分か
- 親しみを持って日常のあいさつをす 生活の中で必要な言葉が分かり、
- 生活の中で言葉の楽しさや美しさに

- 日常生活の中で簡単な標識や文字な

- 伝え合う喜びを味わう。 日常生活に必要な言葉が分かるよう
- 保育士等の応答的な関わりや話しか
- したこと、見たこと、聞いたこと、
- 使
- しみ、それを遊びに使ったり、

- 才
- ねらい 豊かな感性を持つ。
- に表現して楽しむ。 感じたことや考えたことを自分なり
- 様々な表現を楽しむ。 水、砂、土、紙、

(1)

- をしたり、リズムに合わせて体を動か 材に触れて楽しむ。 したりして遊ぶ。 保育士等と一緒に歌ったり、手遊び
- り、動き、味、香りなどに気付いたり、 感じたりして楽しむ。 生活の中で様々な音、色、 形
- メージを豊かにする。 様々な出来事の中で、感動したこと イ
- り、つくったりする。 動きなどで表現したり、自由にかいた 感じたこと、考えたことなどを音や いろいろな素材や用具に親しみ、 エ
- 飾った
- 表現したり、 演じて遊んだりする楽し 自分のイメージを動きや言葉などで

- 言葉を豊かにする。 いろいろな体験を通じてイメージや | 2
- 持って聞き、想像する楽しさを味わう。 楽しさを味わう。 日常生活の中で、文字などで伝える 絵本や物語などに親しみ、興味を
- る力を養い、創造性を豊かにする。 現することを通して、豊かな感性や表現す 感じたことや考えたことを自分なりに表
- いろいろな物の美しさなどに対する
- 生活の中でイメージを豊かにし、
- 粘土など様々な素
- 手触
- 生活の中で様々な出来事に触れ、
- を伝え合う楽しさを味わう。
- なリズム楽器を使ったりする楽しさを 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単
- かいたり、つくったりすることを楽

保育の実施上の配慮事項

り扱うとともに、特に、次の事項に配慮して保その連続性を踏まえ、ねらいや内容を柔軟に取 育しなければならない。 保育士等は、一人一人の子どもの発達過程や

- 保育に関わる全般的な配慮事項
- 育ちとがあいまってもたらされることに留 の個人差を踏まえるとともに、一人一人の とともに、自主性や社会性、豊かな感性の 子どもの気持ちを受け止め、援助すること。 子どもの健康は、生理的、 子どもの心身の発達及び活動の実態など 身体的な育ち
- エ 子どもの入所時の保育に当たっては、 ら、適切に援助すること。 しつつ自分の力で行う活動を見守りなが 子どもが自ら周囲に働きかけ、試行錯誤
- を得て、次第に保育所の生活になじんでい 子どもに不安や動揺を与えないよう配慮す くようにするとともに、既に入所している きるだけ個別的に対応し、子どもが安定感
- カー子どもの性差や個人差にも留意しつつ、 オー子どもの国籍や文化の違いを認め、互い 乳児保育に関わる配慮事項 性別などによる固定的な意識を植え付ける ことがないよう配慮すること。 に尊重する心を育てるよう配慮すること。
- ら、一人一人の発育及び発達状態や健康状能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことか 対応を行うこと。 態についての適切な判断に基づく保健的な 乳児は疾病への抵抗力が弱く、
- ウ 乳児保育に関わる職員間の連携や嘱託医 る場合は、その専門性を生かした対応を図こと。栄養士及び看護師等が配置されていに示された事項を踏まえ、適切に対応する ること との連携を図り、第五章(健康及び安全) しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育 士が応答的に関わるように努めること。 一人一人の子どもの生育歴の違いに留意
- 進めるとともに、保護者からの相談に応じ、 保護者への支援に努めていくこと。 保護者との信頼関係を築きながら保育を
- のそれまでの経験や発達過程に留意し、 員間で協力して対応すること。 担当の保育士が替わる場合には、子ども 職

尊重すること

ること。

- (三) りを清潔にすることなど、生活に必要な基・食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回 三歳未満児の保育に関わる配慮事項 断に基づく保健的な対応を心がけること。 態の観察を十分に行うとともに、適切な判で、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状、特に感染症にかかりやすい時期であるの し、子どもが自分でしようとする気持ちを 応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うように 本的な習慣については、一人一人の状態に
- 身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れる に努めながら活動しやすい環境を整え、全探索活動が十分できるように、事故防止
- ちとなって、友達の気持ちや友達との関わ ちを受け止めるとともに、保育士等が仲立 り方を丁寧に伝えていくこと。 子どもの自我の育ちを見守り、その気持
- 的な活動を促していくこと。 のそれまでの経験や発達過程に留意し、職 員間で協力して対応すること。 担当の保育士が替わる場合には、子ども 情緒の安定を図りながら、子どもの自発
- 三歳以上児の保育に関わる配慮事項 を選択できるよう配慮すること。 付けることの大切さを理解し、適切な行動生活に必要な基本的な習慣や態度を身に

官

- 揮して活動することを通して、やり遂げる 喜びや自信を持つことができるように配慮 子どもの情緒が安定し、自己を十分に発 1
- ューベン 達が促されることに留意し、子どもの興味 的に活動することにより、体の諸機能の発 の大切さに気付き、自ら判断して行動でき 手の気持ちを理解し、相互に必要な存在で あることを実感できるよう配慮すること。 や関心が戸外にも向くようにすること けんかなど葛藤を経験しながら次第に相 生活や遊びを通して、決まりがあること 様々な遊びの中で、全身を動かして意欲
- れることを踏まえ、自然との関わりを深め るよう配慮すること。 ることができるよう工夫すること。 な感性や認識力、思考力及び表現力が培わ 自然との触れ合いにより、子どもの豊か

- 自由に表現できるよう、保育に必要な素材 や用具を始め、様々な環境の設定に留意す などを、様々な方法で創意工夫を凝らして との楽しさが味わえるようにすること。 子どもが仲間と伝え合ったり、話し合うこ 話しかけに応じるよう心がけること。また、 表現することの大切さに留意し、子どもの 感じたことや思ったこと、想像したこと 自分の気持ちや経験を自分なりの言葉で
- 習の基盤の育成につながることに留意し、 な思考や主体的な生活態度などの基礎を培 幼児期にふさわしい生活を通して、創造的 保育所の保育が、小学校以降の生活や学

第四章 保育の計画及び評価

うようにすること。

を果たさなければならない。 保育の質の向上を図るとともに、その社会的責任 導計画」を作成しなければならない。 標を達成するために、保育の基本となる「保育課保育所は、第一章(総則)に示された保育の目 保育の内容の評価及びこれに基づく改善に努め、 るものとなるよう配慮することが重要である。 安定した生活を送り、充実した活動ができるよう いう。)は、すべての子どもが、入所している間、 程」を編成するとともに、これを具体化した「指 に、柔軟で発展的なものとし、また、一貫性のあ また、保育所は、保育の計画に基づいて保育し、 保育課程及び指導計画(以下「保育の計画」と

保育の計画

- 編成されなければならない。 の状況、保育時間などを考慮し、子どもの れるよう、編成されなければならない。 育の内容)に示されたねらい及び内容が保 された子どもの発達過程を踏まえ、前章(保 標に基づき、第二章(子どもの発達)に示 育ちに関する長期的見通しを持って適切に 育所生活の全体を通して、総合的に展開さ 保育課程は、地域の実態、子どもや家庭 保育課程は、各保育所の保育の方針や目
- して保育できるよう、編成されなければな 達の連続性に留意し、各保育所が創意工夫 保育課程は、子どもの生活の連続性や発

に留意しなければならない。 指導計画の作成 指導計画の作成に当たっては、次の事項

- にすること。 作成して、保育が適切に展開されるよう 日々の生活に即した短期的な指導計画を に関連しながら、より具体的な子どもの 達を見通した長期的な指導計画と、それ 保育課程に基づき、子どもの生活や発
- 分に踏まえること。 子ども一人一人の発達過程や状況を十
- 体的なねらい及び内容を設定すること。 などを考慮し、子どもの実態に即した具 程を見通し、生活の連続性、季節の変化 保育所の生活における子どもの発達過
- 動できるようにすること。 切な環境を構成し、子どもが主体的に活 どもの生活する姿や発想を大切にして適 具体的なねらいが達成されるよう、子
- 指導計画の展開 指導計画に基づく保育の実施に当たって 次の事項に留意しなければならない。 施設長、保育士などすべての職員によ

る適切な役割分担と協力体制を整えるこ

- イ 子どもが行う具体的な活動は、生活の 中で様々に変化することに留意して、子 を展開できるよう必要な援助を行うこ どもが望ましい方向に向かって自ら活動
- ウ 子どもの主体的な活動を促すために 緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得 が重要であることを踏まえ、子どもの情 られるよう援助すること。 保育士等が多様な関わりを持つこと
- え、指導計画に基づく保育の内容の見直 過程を記録するとともに、これらを踏ま 取り巻く状況の変化などに即して保育の しを行い、改善を図ること。 保育士等は、子どもの実態や子どもを

どもの発達)、前章(保育の内容)及びその 他の関連する章に示された事項を踏まえ、 指導計画の作成に当たっては、第二章(子 指導計画の作成上、特に留意すべき事項

に次の事項に留意しなければならない。

特

発達過程に応じた保育

- 等に即して、個別的な計画を作成するこ どもの生育歴、心身の発達、活動の実態 三歳未満児については、一人一人の子
- れるよう配慮すること。 子ども相互の関係や協同的な活動が促さ 三歳以上児については、個の成長と、
- 長時間にわたる保育 活や経験、発達過程などを把握し、適切 保育においては、一人一人の子どもの生 な援助や環境構成ができるよう配慮する 異年齢で構成される組やグループでの
- の協力体制、家庭との連携などを指導計画 に位置付けること。 障害のある子どもの保育

に十分配慮して、保育の内容や方法、職員 の発達過程、生活のリズム及び心身の状態

長時間にわたる保育については、子ども

- 位置付けること。また、子どもの状況に 個別に作成するなど適切な対応を図るこ 関係機関と連携した支援のための計画を 応じた保育を実施する観点から、家庭や ある子どもが他の子どもとの生活を通し 態を把握し、適切な環境の下で、障害の て共に成長できるよう、指導計画の中に 障害のある子どもの保育については、 人一人の子どもの発達過程や障害の状
- り、職員の連携体制の中で個別の関わり 指導計画にとらわれず、柔軟に保育した の発達の状況や日々の状態によっては、 が十分行えるようにすること。 保育の展開に当たっては、その子ども
- エ 専門機関との連携を図り、必要に応じ 互理解を図りながら、適切に対応するこ て助言等を得ること。 家庭との連携を密にし、保護者との相

小学校との連携

共有や相互理解など小学校との積極的な の児童との交流、職員同士の交流、情報 育所に入所している子どもの就学に際 就学に向けて、 保育所の子どもと小学校 え、保育の内容の工夫を図るとともに、 **埋携を図るよう配慮すること。** 子どもに関する情報共有に関して、保 子どもの生活や発達の連続性を踏ま

を支えるための資料が保育所から小学校 へ送付されるようにすること。 0、市町村の支援の下に、子どもの育ち

家庭及び地域社会との連携

られるよう配慮すること。 関及び団体の協力を得て、地域の自然、人 う配慮すること。その際、家庭や地域の機 び地域社会と連携して保育が展開されるよ 豊かな生活体験を始め保育内容の充実が図 子どもの生活の連続性を踏まえ、家庭及 行事、施設等の資源を積極的に活用し、

保育の内容等の自己評価

評価することを通して、その専門性の向上 や保育実践の改善に努めなければならな 通して、自らの保育実践を振り返り、自己

官

次の事項に留意しなければならない。

するとともに、保育所全体の保育の内容 び保育の質の向上のための課題を明確に の話し合い等を通じて、専門性の向上及 に関する認識を深めること。

保育所の自己評価

よう努めなければならない。 踏まえ、当該保育所の保育の内容等につい 保育の計画の展開や保育士等の自己評価を 保育所は、保育の質の向上を図るため、 自ら評価を行い、その結果を公表する

2

保育士等の自己評価

保育士等は、保育の計画や保育の記録を

保育士等による自己評価に当たっては、 **過程などに十分配慮すること。** 子どもの活動内容やその結果だけでな 子どもの心の育ちや意欲、取り組む

自らの保育実践の振り返りや職員相互

次の事項に留意しなければならない。 保育所の自己評価を行うに当たっては、

> 保護者及び地域住民等の意見を聴くこと 旨を踏まえ、保育の内容等の評価に関し、 所の保育の内容等の改善を図ること。 ともに、評価の結果を踏まえ、当該保育 職員による共通理解を持って取り組むと 適切に評価の観点や項目等を設定し、 児童福祉施設最低基準第三十六条の趣 全

第五章 健康及び安全

等の関連する事項に留意し、次に示す事項を踏ま保育所は、第一章(総則)、第三章(保育の内容) え、保育しなければならない。 子どもが、自らの体や健康に関心を持ち、心身の 康及び安全の確保に努めなければならない。また、 と健やかな生活の基本であり、保育所においては、子どもの健康及び安全は、子どもの生命の保持 機能を高めていくことが大切である。このため、 全の確保とともに、保育所の子ども集団全体の健 一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安

子どもの健康支援

子どもの健康状態並びに発育及び発達状態

必要に応じて随時、把握すること。 めに、子どもの健康状態並びに発育及び発 **運状態について、定期的、継続的に、また、** 子どもの心身の状態に応じて保育するた 保護者からの情報とともに、登所時及び

らかの疾病が疑われる状態や傷害が認めら保育中を通じて子どもの状態を観察し、何 れた場合には、保護者に連絡するとともに、 嘱託医と相談するなど適切な対応を図るこ 2

ウ 子どもの心身の状態等を観察し、不適切 図ること。また、虐待が疑われる場合には、 域協議会(以下「要保護児童対策地域協議 条の二第一項に規定する要保護児童対策地 や関係機関と連携し、児童福祉法第二十五 な養育の兆候が見られる場合には、市町村 速やかに市町村又は児童相談所に通告し、 会」という。)で検討するなど適切な対応を 適切な対応を図ること。

び増進に努めていくこと。 ながら、一人一人の子どもの健康の保持及 し、全職員がそのねらいや内容を明確にし子どもの健康に関する保健計画を作成

地域の実情や保育所の実態に即して、 疾病等への対応

備し、適切な管理の下に全職員が対応でき の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常 その専門性を生かした対応を図ること。 こと。看護師等が配置されている場合には、 感染症に関する保育所の対応方法等につい 職員に連絡し、協力を求めること。また、 し、その指示に従うとともに、保護者や全 に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡 子どもの疾病等の事態に備え、医務室等 あらかじめ関係機関の協力を得ておく

環境及び衛生管理並びに安全管理 環境及び衛生管理

に、施設内外の設備、用具等の衛生管理に の環境を常に適切な状態に保持するととも 努めること。 施設の温度、湿度、換気、採光、音など

事故防止及び安全対策 健的環境の維持及び向上に努めること。 を保つようにするとともに、施設内外の保 子ども及び職員が、手洗い等により清潔

や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行 身の状態等を踏まえつつ、保育所内外の安 通理解や体制作りを図るととともに、家庭 全点検に努め、安全対策のために職員の共 保育中の事故防止のために、子どもの心

きるようにすること。 子どもの状態を理解し、日常生活に活用で するとともに、保護者に連絡し、保護者が のために、嘱託医等により定期的に健康診 断を行い、その結果を記録し、保育に活用 子どもの心身の健康状態や疾病等の把握

場合には、その専門性を生かした対応を図 置を行うこと。看護師等が配置されている どものかかりつけ医等と相談し、適切な処 者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子 には、その子どもの状態等に応じて、保護 保育中に体調不良や傷害が発生した場合

め、その発生や疑いがある場合には、必要 感染症やその他の疾病の発生予防に努

るようにしておくこと。

図ること。

健康及び安全の実施体制等

保育所における健康及び安全の実施体制等の整 の1から3までに規定する事項が保育所におい て適切に実施されるように、次の事項に留意し、 最終的な責任を有することにかんがみ、この章 備に努めなければならない。 施設長は、入所する子どもの健康及び安全に

計画的に取り組むこと。 深め、適切な分担と協力の下に年間を通じて 全職員が健康及び安全に関する共通理解を

に 取組の方針や具体的な活動の企画立案及び 士及び看護師等が配置されている場合には 的職員が担当することが望ましいこと。栄養 保育所内外の連絡調整の業務について、 その専門性を生かして業務に当たること。

ること。また、子どもの精神保健面におけ 練など不測の事態に備えて必要な対応を図 らの不審者等の侵入防止のための措置や訓 検や避難訓練を実施するとともに、外部か る対応に留意すること。 災害や事故の発生に備え、危険箇所の点

を培うことを目標として、次の事項に留意して 実施しなければならない。 しての「食を営む力」の育成に向け、その基礎 保育所における食育は、健康な生活の基本と

しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長してい 食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽 子どもが生活と遊びの中で、意欲を持って

□ 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、 けるとともに、その評価及び改善に努めるこ む食育の計画を作成し、保育の計画に位置付 くことを期待するものであること。 適切な援助が行われるよう、食事の提供を含

わりや、調理室など食に関わる保育環境に配気持ちが育つように、子どもと調理員との関 の恵みとしての食材や調理する人への感謝の 慮すること。 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然

されている場合は、専門性を生かした対応を 力の下に適切に対応すること。栄養士が配置 に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協 どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等 体調不良、食物アレルギー、障害のある子 保育所の特性を生かすこと。

用して行うこと。

- 保育所全体の方針や取組について、周知する よう努めること。 保護者と常に密接な連携を図るとともに、
- の日常的な連携を図り、 るよう努めること。 市町村の支援の下に、 必要な協力が得られ 地域の関係機関等と

第六章 保護者に対する支援

章(総則)に示されているように、その特性を生 業務であり、その専門性を生かした子育て支援の 積極的に取り組むことが求められる。 支援及び地域の子育て家庭への支援について、職 かし、保育所に入所する子どもの保護者に対する 役割は、特に重要なものである。保育所は、第一 員間の連携を図りながら、次の事項に留意して、 保育所における保護者への支援は、保育士等の

- 保育所における保護者に対する支援の基本 祉を重視すること。 保護者とともに、子どもの成長の喜びを共 子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福
- 門性や、子どもの集団が常に存在する環境な 有すること。 保育に関する知識や技術などの保育士の専
- の養育力の向上に資するよう、適切に支援す と保護者の安定した関係に配慮して、保護者 一人一人の保護者の状況を踏まえ、子ども
- 関係を基本に、保護者一人一人の自己決定を は、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼 尊重すること。 子育て等に関する相談や助言に当たって

金曜日

- た事柄の秘密保持に留意すること。 護者や子どものプライバシーの保護、知り得 子どもの利益に反しない限りにおいて、保
- の関係機関、団体等との連携及び協力を図る 活用するとともに、子育て支援に関する地域 地域の子育て支援に関する資源を積極的に

平成 20年3月28日

2 保育所に入所している子どもの保護者に対す 中で、子どもの送迎時の対応、相談や助言、 する支援は、子どもの保育との密接な関連の 連絡や通信、会合や行事など様々な機会を活 保育所に入所している子どもの保護者に対

- (三) との相互理解を図るよう努めること。 子や日々の保育の意図などを説明し、 保護者に対し、保育所における子どもの様
- る場合には、保護者の状況に配慮するととも 保育時間の延長、休日、夜間の保育、病児・ 両立等を支援するため、通常の保育に加えて、 に、子どもの福祉が尊重されるよう努めるこ 病後児に対する保育など多様な保育を実施す 保育所において、保護者の仕事と子育ての
- 図りつつ、保護者に対する個別の支援を行う 合には、市町村や関係機関と連携及び協力を 子どもに障害や発達上の課題が見られる場
- 保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう 努めること。 保護者に育児不安等が見られる場合には、

(五)

- 対策地域協議会で検討するなど適切な対応を は、市町村や関係機関と連携し、要保護児童 適
- 3
- 定に基づき、その行う保育に支障がない限り において、地域の実情や当該保育所の体制等 に対する子育て支援を積極的に行うよう努め を踏まえ、次に掲げるような地域の保護者等
- 地域の子育ての拠点としての機能 子育て家庭への保育所機能の開放

施

設及び設備の開放、体験保育等)

- (ウ) 子育て家庭の交流の場の提供及び交流 子育て等に関する相談や援助の実施
- 地域の子育て支援に関する情報の提供
- 体等との積極的な連携及び協力を図るととも な活用を図るよう努めること。 に、子育て支援に関わる地域の人材の積極的 市町村の支援を得て、地域の関係機関、 团

保護者 取り組むよう努めること。

よう努めること。

保護者に不適切な養育等が疑われる場合に

地域における子育て支援 図ること。また、虐待が疑われる場合には、 切な対応を図ること。 速やかに市町村又は児童相談所に通告し、 保育所は、児童福祉法第四十八条の三の規

を持って保育に当たること。

どもをめぐる諸課題に対し、要保護児童対策 地域協議会など関係機関等と連携、協力して 地域の要保護児童への対応など、地域の子

第七章 職員の資質向上

い保育を展開するため、絶えず、一人一人の職員 についての資質向上及び職員全体の専門性の向上 までに示された事項を踏まえ、保育所は、質の高 を図るよう努めなければならない。 第一章(総則)から前章(保護者に対する支援)

- ☆ 子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮 して取り組むよう努めなければならない。 職員の資質向上に関する基本的事項 職員の資質向上に関しては、次の事項に留意
- 理観、人間性並びに保育所職員としての職務 した保育を行うためには、職員一人一人の倫
- も及び職員と保護者との信頼関係を形成して いく中で、常に自己研鑽に努め、喜びや意欲 職員同士の信頼関係とともに、職員と子ど

- 図り、恊働性を高めていくこと。 実践や保育の内容に関する職員の共通理解を て保育の専門性などを高めるとともに、保育 職員一人一人が、保育実践や研修などを通じ 及び責任の理解と自覚が基盤となること。 保育所全体の保育の質の向上を図るため、

- 2 施設長の實務
- 境の確保に努めなければならない。 ため、次の事項に留意するとともに、 施設長は、保育の質及び職員の資質の向上の 必要な環
- の向上に努めること。 り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等 行するために、法令等を遵守し、保育所を取 施設長は、保育所の役割や社会的責任を遂 第四章 (保育の計画及び評価)の2の二(保
- 価)等を踏まえ、職員が保育所の課題につい とができる体制を作ること。 育士等の自己評価)及びに(保育所の自己評 て共通理解を深め、協力して改善に努めるこ
- 外の研修を体系的、計画的に実施するととも に、職員の自己研鑽に対する援助や助言に努 職員及び保育所の課題を踏まえた保育所内
- 職員の研修等

3

二 職員一人一人が課題を持って主体的に学ぶ 修得、維持及び向上に努めなければならない。 外の研修等を通じて、必要な知識及び技術の 自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育所内 保育に関する指導が適切に行われるように、 性化を図っていくことが求められる。 環境を醸成していくことにより、保育所の活 様々な人や場との関わりの中で共に学び合う とともに、他の職員や地域の関係機関など、 職員は、子どもの保育及び保護者に対する